

江差ウインドパワー株式会社
「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書」
に係る審査書

電気事業法46条の11の規定に基づき、平成30年12月25日付けで江差ウインドパワー株式会社より届出された「(仮称)江差風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成31年2月25日
- (2) 北海道知事意見 * 令和元年6月7日
- (3) 環境大臣意見 * 令和元年6月21日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第10回)
* 令和元年7月18日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

| 顧問の指摘 | 事業者の対応方針 |
|--|---|
| ・地域概況に気象の整理がされているが、日最高気温の年間値は日平均気温ではないか。確認すること。 | ・「日最高気温」「日最低気温」は、それぞれ月平均気温を示します。評価書にて修正します。 |
| ・気象の現地調査結果に観測高さを追記すること。 | ・気象の現地調査の観測高さは、沿道1、沿道2ともにG.L.+5.0mです。評価書にて記載します。 |
| ・大気質の予測フロー図が実際の予測を反映していないため、見直すこと。 | ・評価書にて修正します。 |
| ・風車騒音の予測計算についてISO9613-2の伝搬理論式を用いて気象条件も踏まえた計算を実施すること。 | ・評価書にてISO9613-2に示される気象条件による補正も考慮して予測計算を行います。 |
| ・風車騒音の整理として、周波数、パワーレベル及び各条件における減衰量がわかるような整理すること。 | ・評価書にて各条件を整理します。 |
| ・既存風力発電機の基礎部の撤去に伴い、水の濁りの恐れがある場合は、適切な保全措置を検討すること。 | ・基礎部を撤去することとなった場合には、適切な濁水防止対策を検討し、その結果を評価書に記載します。 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・仮設沈砂池出口での浮遊物質量予測結果について、重要なのは時間雨量に対する予測結果なので、この点をわかりやすく整理すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間雨量に対する予測結果(仮設沈砂池出口での浮遊物質量)を評価書にて明示します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・既存風力発電機の基礎撤去に伴う土砂流出等により、ニホンザリガニへの影響が懸念されるため、環境保全措置を検討する必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎部を撤去することとなった場合には、ニホンザリガニへの影響も踏まえて適切な濁水防止対策を検討します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマの人工代替巣はどこにどれくらい設置するかを記載すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマの営巣地周辺の飛翔状況や風力発電機との位置関係を整理した上で、適切な設置個所を検討し、評価書にて記載します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・希少猛禽類調査地点に可視領域が示されているが、観察時間が面的に均一になっているかが重要なので、それが分かるよう整理をすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・観察時間を整理した上で、評価書にて記載します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマへの影響予測については、ハチクマが現状どのような飛翔をして営巣地に至り、それに対して既存風力発電機がどのように位置しているかを整理した上で、新設風力発電機と営巣地との位置関係を明確にすることが必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハチクマの現状の営巣地への飛翔経路と既存風力発電機との位置関係等を整理した上で、新設風力発電機と営巣地の位置関係について評価書にて記載します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・クマタカ好適採餌環境の説明変数については、現地調査結果から風力発電機における影響要素も組み込み、それに対して新設の風力発電機の影響がどうなるかを予測すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・影響要素として既存風力発電機(距離、密度)についても適合性を検討した上で、評価書にて解析します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・生態系の影響を改変面積で評価することは、過小評価であるため、予測手法を評価書において見直すこと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・適切な予測手法を検討し、評価書にて記載します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査に際しては、事前調査と同じ方法で1年間実施し、ハビタットロスが起きているのか確認すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事後調査では、希少猛禽類の確認が多い3~11月(施設稼働後1年目)に対象事業実施区域及びその周辺の飛翔状況を観察できる2地点程度を計画しており、既存と新設とで飛翔傾向の違いの有無について把握します。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリの予測結果については、死骸が確認されていることから、効果の不確実性を明記した上で、事後調査では、事前調査と同様の頻度での実施または、飛翔頻度が増える夏季は集中的に確認し、フェザーモードの効果を確認できるよう検討すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒナコウモリの影響予測について不確実性がある旨を評価書に記載します。また、事後調査は、飛翔が多く確認されている夏季に調査頻度を高めて実施します。 |

| | |
|---|------------------------------------|
| ・典型性の選定経緯が不明瞭である。伐採樹木や事業性等を踏まえた具体的な整理すること。 | ・本事業の影響要因との関連性を具体的に整理して評価書にて記載します。 |
| ・生態系の保全措置は動植物と同様ではなく、選定した注目種に応じて生態系としての保全措置を検討すること。 | ・生態系としての保全措置を検討した上で、評価書にて記載いたします。 |
| ・緑化計画については、より具体的な内容を検討すること。 | ・評価書にてより具体的な内容を記載します。 |
| ・樹木伐採量も記載すること。 | ・評価書にて記載します。 |
| ・生態系の状況として、動物の食物連鎖模式図等を含めた整理を行うこと。 | ・評価書にて記載します。 |
| ・鳥類のラインセンサス・ポイントセンサスのデータをどのように活用するのか整理すること。 | ・評価書にて記載します。 |

(1)～(4)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、北海道知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。